

開設準備経費支援事業について（県直接補助分）

（１）介護施設等の施設開設準備経費支援事業（定員３０名以上の広域型施設）

（ア）対象事業

施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初年度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を補助する事業。

（イ）対象施設等

- a 定員３０名以上の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室
- b 定員３０名以上の介護老人保健施設
- c 定員３０名以上の介護医療院
- d 定員３０名以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- e 定員３０名以上の養護老人ホーム
- f 定員３０名以上の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- h 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）

上記以外の定員２９名以下の地域密着型施設の補助については、市町村で取りまとめを行っていますので、施設所在市町村の介護担当課までご連絡ください。